

「健康保険証」の経過措置と「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」について

- ・政府は「マイナ保険証」の利用を推奨しています。
「マイナ保険証」を利用される際、健保がお送りした「資格情報のお知らせ」も携行されると安心です。
- ・2025年12月2日以降は、「健康保険証」を使用できません。
「マイナ保険証」を持っていない方には、経過措置終了前に健保組合より「資格確認書」をお送りします。

○現在の発行済みの保険証は1年間有効(2025年12月1日まで)

現在お持ちの健康保険証は、在籍会社が変わったり、退職等で資格喪失しない限り、令和7年(2025年)12月1日まで使用できます。

- 令和7年(2025年)12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、手続き用の書類とともに、健康保険組合に返納してください。
- 令和7年(2025年)12月2日以降については保険証の自己廃棄も可能です。

○「資格確認書」について

マイナンバーを提出していない、または保険証利用登録を行っていない方は、健保組合から交付される「資格確認書」を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

- 既存加入者については、「マイナ保険証」の登録状況を踏まえ、健保組合が必要と判断した場合に、経過措置期間が終わる前に、「資格確認書」を発行します。
- 「資格確認書」には有効期限があります。有効期限は4～5年の予定です。
- 退職等の異動で資格喪失した場合は、健康保険組合へ返納いただく必要があります。有効期限後は自己廃棄も可能とします。

○「資格情報のお知らせ」について

・カードリーダーが使えない医療機関を受診する場合でも、「マイナ保険証」と「資格情報のお知らせ」を提示するとご利用いただけます。

・2024年9月7日以降に記号番号が変わった人、新たに加入した人、マイナンバー未提出の人にも追加発行されます。

- 既に発行している「資格情報のお知らせ」の資格情報から、記号・番号が変わった人、新たに加入した人に、令和6年(2024年)12月2日以降に、新しい記号番号の「資格情報のお知らせ」を送付予定です。古い「資格情報のお知らせ」は、自己破棄してください。
- 令和6年9月7日時点でマイナンバーが、健保のシステムに登録されていない人にも、令和6年(2024年)12月2日以降に、マイナンバー下4桁の記載がない「資格情報のお知らせ」を送付予定です。ただ、マイナンバーが健康保険組合の資格情報と紐づいていないので、マイナンバーカードと組み合わせでの使用はできません。

○マイナンバーカードの電子証明書の期限が切れていませんか？

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている人の連絡が入っております。電子証明書の有効期限が切れた後、約3か月は、「マイナ保険証」として利用可能ですが、それを過ぎると「マイナ保険証」として使用できません。有効期限をご確認ください。

○「マイナ保険証」の紐づけ解除の申請用紙を用意いたします。

「マイナ保険証」の紐づけを解除する手続きを行うための申請書を用意いたします。ただ、紐づけ解除の申請書をご提出いただいても、データの連携に、1～2か月かかります。また、**保険証の経過措置期間は、原則として「資格確認書」は発行いたしません**(保険証を紛失等されている場合などは発行します)。ただ、経過措置期間終了前に、お手元に届くように準備させていただく予定です。

以上